

VI 消費者物価指数の沿革

消費者物価指数の作成は、1946年（昭和21年）8月から開始した。

当時の指数は、戦後の混乱期の物価上昇を早急に測定するため、1946年（昭和21年）8月～1947年（昭和22年）3月の8か月間の変則的な期間を基準時とし、さらに日常生活用品についても、統制価格とヤミ価格の二重の価格体系が併存する状態であったため、消費者価格調査（CPS）から得られる実効価格とウェイトを用い、フィッシャーの算式によって作成された。その後、経済の復興に伴い、消費者価格調査の資料も整ってきたので、1949年（昭和24年）8月に第1回の改定を行い、基準時も1948年（昭和23年）1月～12月の1年間に、算式もラスパイレス式に改め、1946年（昭和21年）8月まで遡って改算した。次いで、1950年（昭和25年）頃になると、経済状態も一応落ち着いてきたので、1950年（昭和25年）6月から新たに小売物価統計調査を開始し、1952年（昭和27年）9月には、基準時を1951年（昭和26年）の1年間に改めるとともに、従前の実効価格を小売物価統計調査から得られる小売価格に変更し、指数の作成方法も本格的な形に改めた。1955年（昭和30年）以降は、消費構造の変化を考慮して5年ごとに基準時を改定している。

指数の作成系列は、当初は全都市平均及び東京都区部の2系列のみであったが、1951年（昭和26年）基準となつてからは、この2系列のほかに小売物価統計調査及び家計調査を行っている他の27標本都市も合わせて、29系列となった。その後、1962年（昭和37年）7月に小売物価統計調査及び家計調査が全国に拡大されたのに伴い、1965年（昭和40年）基準への改定においては、指数作成の範囲を全国平均、都市階級別、地方別、都道府県庁所在市別等の合計68系列に拡大した。

1970年（昭和45年）基準への改定では、参考系列として「持家の帰属家賃を含む総合」の指数について作成を開始した。1975年（昭和50年）基準への改定では、1972年（昭和47年）に復帰した沖縄県の調査市町村について指数を作成して全国平均に含め、作成系列も72系列に拡大するとともに、世帯属性別の特殊指数について作成を開始した。また、参考系列として「ラスパイレス連鎖基準方式による指数」の年平均指数についても作成を開始した。1980年（昭和55年）基準への改定では、1981年（昭和56年）から家計調査の収支項目分類が改定されたことに伴い、指数項目を従来の5大費目から10大費目に改定し、さらに「季節調整済指数」の作成も開始した。1985年（昭和60年）基準への改定では、「持家の帰属家賃を含む総合」の指数を総合指数とし、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を基本分類指数の別掲項目とした。

1990年（平成2年）基準への改定では、「生鮮食品を除く食料」と「教養娯楽関係費」の指数を新設した。1995年（平成7年）基準への改定では、卸売物価指数の国内最終消費

財と比較可能な「生鮮食品を除く商品」の指数を新設した。2000年（平成12年）基準への改定では、家計調査が「農林漁家世帯を含む二人以上の世帯」の公表を開始したのに伴い、ウエイトを「農林漁家世帯を含む二人以上の世帯」に改めた。また、技術革新が激しく、市場における製品サイクルが極めて短いパソコンなどの品目については、POS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の販売価格、販売数量、製品特性等を用いて、ヘドニック法により価格指数を算出することとした。さらに、参考系列として、基準年と比較年の中間に当たる年の消費構造を用いた「中間年バスケット方式による指数」と、二人以上の世帯と単身世帯を合わせた「総世帯」のウエイトを用いた「総世帯指数」について、それぞれ年平均指数の作成を開始した。なお、2000年（平成12年）基準より、基準改定後に急速に普及し、一定のウエイトを占めるに至った新たな財やサービスの価格変動を迅速に指数に取り込めるようにするため、次の基準改定を待たずに品目の見直しを行うこととした。2005年（平成17年）基準への改定では、新たな分類項目（別掲項目）として「情報通信関係費」、「エネルギー」及び「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」の指数を作成するとともに、「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」の季節調整済指数を追加した。また、「ラスパイレス連鎖基準方式による指数」及び「総世帯指数」について、年平均指数に加え、月次指数の作成を開始した。2010年（平成22年）基準への改定では、世帯主が60歳以上の世帯が増加していることから新たに「世帯主60歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数の作成を開始した。また、都市階級の区分や、「財・サービス分類」の分類項目を一部見直した。2015年（平成27年）基準への改定では、「世帯主65歳以上の無職世帯」の指数の作成を開始し、「ラスパイレス連鎖基準方式による指数」について、生鮮食品を含む「総合」等の月次指数を追加するとともに、各類及び品目の寄与度の算出・公表を開始した。また、2017年（平成29年）からは、新たな別掲項目として、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」を追加し、季節調整値についても作成を開始した。2020年（令和2年）基準への改定では、近年のネット購入の増加や情報収集技術の進展を踏まえ、ネット購入の割合が高い「航空運賃」などの品目について、新たにウェブスクレイピングを活用して指数を作成することとした。また、POS情報を用いて指数を作成する品目を拡充し、ヘドニック法のほか、固定スペック方式による指数の作成を開始した。

各基準改定の概要は次のとおりである。

1 1949年（昭和24年）8月の改定（1948年（昭和23年）基準）

- (1) 算出期間……1946年8月～1950年12月（1952年7月まで計算）
- (2) 基準時……1948年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……消費者価格調査（CPS）による実効価格*、195品目
- (4) ウエイト……消費者価格調査による1948年の消費支出金額
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）

- (6) 作成範囲……全都市（「人口 5 万以上の都市」に相当。以下同じ。）及び東京都区部
- (7) 前指数との接続方法……1946年 8 月まで遡って改算したため、前指数は全て廃止した。

＊ 統制価格とヤミ価格のように、2 種類以上の価格がある場合は、それぞれの購入数量をウェイトにした平均価格。店舗で調べた価格ではなく消費者が購入した価格なので、品目の銘柄、品質は一定していない。

2 1952 年（昭和 27 年）9 月の改定（1951 年（昭和 26 年）基準）

- (1) 算出期間……1951年 1 月～1954年12月（1957年10月まで計算）
- (2) 基準時……1951年 1 月～12月の 1 年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格*、254品目（東京都）
- (4) ウェイト……消費実態調査による1951年の消費支出金額
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレステ型）。全都市指数は、都市別中分類指数の層別人口をウェイトとして加重算術平均によって算出
- (6) 作成範囲……全都市及び東京都区部のほかに27市の都市別指数も作成
- (7) 前指数との接続方法……1948年基準の1951年 1 月における指数値と、1951年基準の同月の指数値との比率を用いて、1946年 8 月以降1950年12月以前の全系列を1951年基準に換算した。この接続は、中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

＊ 消費面の統制の緩和と商品の需給事情の落ち着きにより、一定商品の連続的調査が可能となったため、C P Sによる実効価格から、小売物価統計調査による小売価格を採用

3 1957年（昭和32年）12月の改定（1955年（昭和30年）基準）

- (1) 算出期間……1955年 1 月～1959年12月（1961年 9 月まで計算）
- (2) 基準時……1955年 1 月～12月の 1 年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、306品目（東京都）
- (4) ウェイト……家計調査による1955年の品目別消費支出金額。季節商品（1980年基準の生鮮食品に当たる。）については、1954年、1955年及び1956年の 3 か年の月別平均支出金額による月別ウェイト
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレステ型）。全都市指数の算出は、都市別品目指数の加重算術平均指数（1 世帯当たり支出金額と各層の非農林漁家世帯数を加味したウェイトによる。）を求め、都市別指数と同じ方法で算出
- (6) 作成範囲……1951年基準と同じ。
- (7) 前指数との接続方法……1951年基準の1955年平均指数値で、1954年12月以前の全指数を除いて換算した。この接続は、中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

4 1961年（昭和36年）11月の改定（1960年（昭和35年）基準）

- (1) 算出期間……1960年1月～1964年12月（1966年9月まで計算）
- (2) 基準時……1960年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、332品目
- (4) ウェイト……家計調査による1960年の品目別消費支出金額。季節商品については、1959年及び1960年の2か年の月別平均支出金額による月別ウェイト
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全都市指数の算出は、1955年基準と同じ。
- (6) 作成範囲……1951年基準と同じ。
- (7) 前指数との接続方法……1955年基準の1960年平均指数値で、1959年12月以前の全指数を除して換算した。この接続は、中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

5 1966年（昭和41年）11月の改定（1965年（昭和40年）基準）

- (1) 算出期間……1965年1月～1969年12月（1971年9月まで計算）
- (2) 基準時……1965年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、364品目
- (4) ウェイト……家計調査による1965年の品目別消費支出金額。季節商品については、1964年及び1965年の2か年の月別平均支出金額による月別ウェイト
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は、市町村別品目別価格指数の加重算術平均指数（1世帯当たり支出金額と層の非農林漁家世帯数を加味したウェイトによる。）を求め、従前の都市別指数と同じ方法で算出
- (6) 作成範囲……全国平均*、7都市階級、13地方、46都道府県庁所在市及び北九州市の68系列。旧指数29系列のうち都道府県庁所在市でない7市については指数作成を打ち切った。
- (7) 前指数との接続方法……従来の「全都市」指数は、新しく作成した「人口5万以上の都市」に接続させ、ほかは、それぞれ対応する系列に接続させた。

従来から引き続いて作成している22系列については、1960年基準の1965年平均指数値で、1964年12月以前の全指数を除して換算した。新しく計算された46系列については、1963年を基準として1963年1月から1965年12月までの指数を計算し、それを22系列と同じ方法で接続した。

* 1962年に家計調査と小売物価統計調査が全国に拡大されたことに伴い、指数の作成範囲も拡大

6 1971年（昭和46年）11月の改定（1970年（昭和45年）基準）

- (1) 算出期間……1970年1月～1974年12月（1977年3月まで計算）
- (2) 基準時……1970年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、428品目
- (4) ウェイト……家計調査による1970年の品目別消費支出金額。季節商品については、1969年及び1970年の2か年の月別平均支出金額による月別ウェイト
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は、1965年基準と同じ。
- (6) 作成範囲……全国平均、7都市階級、13地方、46都道府県庁所在市及び北九州市の68系列
- (7) 前指数との接続方法……系列ごとに、1965年基準の1970年平均指数値で、1969年12月以前の全指数を除して換算した。
- (8) その他……持家の帰属家賃を含む総合指数を参考指数として作成

7 1976年（昭和51年）9月の改定（1975年（昭和50年）基準）

- (1) 算出期間……1975年1月～1979年12月（1982年3月まで計算）
- (2) 基準時……1975年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、485品目
- (4) ウェイト……家計調査による1975年の品目別消費支出金額。季節商品については、1975年の支出額のほか、1974年及び1975年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列（沖縄県復帰に伴う拡大）
- (7) 前指数との接続方法……系列ごとに、1970年基準の1975年平均指数値で、1974年12月以前の全指数を除して換算した。

なお、全国指数は1963年以降について作成されており、それ以前も含めた長期系列は、人口5万以上都市指数を用いていたが、1975年基準指数への移行を機に、1962年以前の人口5万以上の都市指数を全国指数に接続することとした。接続の方法は、1970年＝100の全国と人口5万以上の都市指数の1963年平均の水準差（比）を調整係数とし、1962年以前の人口5万以上の都市指数を修正して接続した。

- (8) その他……世帯属性別の特殊指数を作成。「ラスパイレス連鎖基準方式による指数」の年平均指数を参考系列として作成。特掲項目に「教育関係費」の指数を新設

8 1981年（昭和56年）8月の改定（1980年（昭和55年）基準）

- (1) 算出期間……1980年1月～1984年12月（1985年12月まで計算）
- (2) 基準時……1980年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、512品目
- (4) 指数項目……家計調査の収支項目分類の改定に伴い、指数項目を従来の5大費目から10大費目に改定
- (5) ウェイト……家計調査による1980年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、1980年の支出額のほか、1979年及び1980年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成
- (6) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (7) 作成範囲……全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- (8) 前指数との接続方法……系列ごとに、1979年以前の5大費目を10大費目に組み替えた上、1975年基準の1980年平均指数値で1979年12月以前の指数を除して換算
 - [基本分類指数]
 - ① 1955年～1969年……全国及び東京都区部の年平均及び年度平均
 - ② 1970年～1979年……72系列について、月別、年平均及び年度平均
 - [特殊分類指数]
 - ① 1955年～1969年……全国及び東京都区部の年平均（年度平均は1965年度以降）
 - ② 1970年～1979年……全国及び東京都区部の月別、年平均及び年度平均
 - [特殊指数……勤労者世帯年間収入五分位階級及び標準世帯]

1975年～……全国の月別及び年平均
- (9) その他……季節調整済指数の作成

9 1986年（昭和61年）8月の改定（1985年（昭和60年）基準）

- (1) 算出期間……1985年1月～1989年12月（1991年12月まで計算）
- (2) 基準時……1985年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、540品目、持家の帰属家賃3品目
- (4) ウェイト……家計調査による1985年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、1985年の支出額のほか、1984年及び1985年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成

- (5) 算 式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- (7) 前指数との接続方法……系列ごとに、1980年基準の1985年平均指数値で、1984年12月以前の指数を除して換算
- (8) その他……「持家の帰属家賃を含む総合」の指数を総合指数とし、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を基本分類指数の別掲項目とした。生鮮食品を除く季節品目の出回り期間外における価格の保合（もちあい）処理（直近の出回り期間における各月の価格の平均値を当てはめる処理）を導入

10 1991年（平成3年）8月の改定（1990年（平成2年）基準）

- (1) 算出期間……1990年1月～1994年12月（1996年12月まで計算）
- (2) 基 準 時……1990年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、558品目、持家の帰属家賃3品目
- (4) ウェイト……家計調査による1990年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、1990年の支出額のほか、1989年及び1990年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成
- (5) 算 式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- (7) 前指数との接続方法……類区分等の改定を行ったことから、過去の各基準年次を100とする新分類に組み替えた後、系列ごとに、1985年基準の1990年平均指数値で、1989年12月以前の指数を除して換算
- (8) その他……基本分類の別掲項目として、「生鮮食品を除く食料」、「教養娯楽関係費」を新設した。

分類名称の「特殊分類」を「商品・サービス分類」に、「特殊系列指数」を属性に応じて「世帯属性別指数」、「品目特性別指数」などにそれぞれ変更した。

11 1996年（平成8年）8月の改定（1995年（平成7年）基準）

- (1) 算出期間……1995年1月～1999年12月（2001年12月まで計算）
- (2) 基準時……1995年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、577品目、持家の帰属家賃3品目
- (4) ウェイト……家計調査による1995年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、1995年の支出額のほか、1994年及び1995年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- (7) 前指数との接続方法……地域別、類別及び品目別の各系列それぞれ独立に、各基準年を100とする指数について、次の基準年に当たる年の年平均指数値が100となるよう換算。全国及び東京都区部の年平均は1955年まで、月別は1970年（「持家の帰属家賃を除く総合」は1946年8月）まで。地方、東京都区部を除く道府県庁所在市等については、1970年まで遡及
- (8) その他……卸売物価指数との比較を容易に行えるようにするため、商品・サービス分類の別掲項目に「生鮮食品を除く商品」の指数を新設

[品目の移行及び類区分の改正]

ア 中分類の「医薬品」の中の「浴用剤」を中分類の「保健医療用品・器具」へ移行

イ 中分類の「家事雑貨」の中の「ヘルスメーター」を中分類の「保健医療用品・器具」へ移行

ウ 「シャツ・セーター類」と「下着類」を併せた中分類「シャツ・セーター・下着類」を新設

[分類名称の変更]

小分類「ちり紙」は、品目の廃止により「ティシュペーパー」と「トイレットペーパー」となったため、小分類「ティシュ・トイレットペーパー」に名称変更

12 2001年（平成13年）8月の改定（2000年（平成12年）基準）

- (1) 算出期間……2000年1月～2004年12月（2006年12月まで計算）
- (2) 基準時……2000年1月～12月の1年間

- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、「パソコン（デスクトップ型）」及び「パソコン（ノート型）」の2品目についてはPOS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の販売価格、592品目、持家の帰属家賃4品目
- ※2003年1月より2品目を追加。また、「カメラ」のうちデジタルカメラについてPOS情報を利用
- (4) ウェイト……家計調査による2000年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、2000年の支出額のほか、1999年及び2000年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成。なお、ウェイトを「農林漁家世帯を含む二人以上の世帯」に改定
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- (7) 前指数との接続方法……1995年基準と同じ。
- (8) その他

[POS情報による価格指数の作成]

技術革新が激しく、市場の製品サイクルが極めて短い「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「デジタルカメラ」（2003年1月以降）については、POS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の販売価格、販売数量、製品特性等を用いて、ヘドニック法により価格指数を作成[指数作成系列の拡充]

基準年と比較年の中間に当たる年の消費構造を用いた「中間年バスケット方式による指数」及び二人以上の世帯と単身世帯を合せた「総世帯」のウェイトを用いた「総世帯指数」について、それぞれ年平均指数を参考指数として作成。

また、「財」、「半耐久財」及び「生鮮食品を除く財」の季節調整済指数を作成系列に追加

[品目改廃の迅速化]

基準改定後に急速に普及し、一定のウェイトを占めるに至った新たな財やサービスの価格変動を迅速に指数に取り込めるようにするため、次の基準改定を待たずに品目の見直しを行う枠組みを導入（中間年見直し）。その結果、2003年1月に「パソコン用プリンタ」及び「インターネット接続料」の2品目を追加。POS情報を用いてヘドニック法により作成したデジタルカメラの価格変動を「カメラ」に合成

13 2006年（平成18年）8月の改定（2005年（平成17年）基準）

- (1) 算出期間……2005年1月～2009年12月（2011年12月まで計算）
- (2) 基準時……2005年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格、「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目についてはPOS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の販売価格、580品目、持家の帰属家賃4品目
 ※2008年1月より3品目を追加、2品目を廃止
- (4) ウェイト……家計調査による2005年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、2005年の支出額のほか、2004年及び2005年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレズ型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- (7) 前指数との接続方法……1995年基準と同じ。
- (8) その他

[指数作成系列の拡充]

毎年ウェイトを更新して指数を計算する「ラスパイレズ連鎖基準方式による指数」及び家計調査の単身世帯と二人以上の世帯を合わせた総世帯のウェイトを用いた「総世帯指数」について、年平均指数に加え、月次指数の作成を開始。さらに、分類項目（別掲項目）に「情報通信関係費」、「エネルギー」及び「食料（酒類を除く）」及びエネルギーを除く総合」を新設。「食料（酒類を除く）」及びエネルギーを除く総合」については、季節調整済指数も追加

[中間年見直し]

2008年1月に「ビール風アルコール飲料」「電気洗濯機（洗濯乾燥機）」「家庭用ゲーム機（携帯型）」の3品目を追加。「テレビ（ブラウン管）」「オーディオ記録媒体」の2品目を整理統合。「固定電話通信料」については品目内容を見直し、IP電話通信料を算入

14 2011年（平成23年）8月の改定（2010年（平成22年）基準）

- (1) 算出期間……2010年1月～2014年12月（2016年12月まで計算）
- (2) 基準時……2010年1月～12月の1年間

- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格並びに「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目についてはPOS情報による価格、588品目（持家の帰属家賃及び沖縄県のみで調査する品目を含む。）
- (4) ウェイト……家計調査による2010年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、2010年の支出額のほか、2009年及び2010年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、5都市階級、14地方、47都道府県庁所在市並びに川崎市、浜松市、堺市及び北九州市の71系列
- (7) 前指数との接続方法……系列ごとに、2005年基準の2010年平均指数値で、2009年12月以前の指数を除して換算
- (8) その他

[公表系列及び分類項目の改定]

ア 基本分類指数

都市階級別の指数について「小都市B」（人口5万未満の市）と「町村」を統合。「6大都市」及び「全都市」を廃止

イ 財・サービス分類指数

財区分のうち、「大企業性製品」及び「中小企業性製品」を廃止。別掲項目に「民営家賃（木造）」、「民営家賃（非木造）」、「持家の帰属家賃（木造）」及び「持家の帰属家賃（非木造）」を追加

ウ 世帯属性別指数

世帯主が60歳以上の世帯が増加していることから「世帯主60歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数を追加。「標準世帯」の支出構成に基づく指数を廃止

[民営家賃指数の計算方法の見直し]

ア 転出時の保合（もちあい）処理の導入

世帯が転出して空き家になった場合には、次の入居があるまでの間、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす「保合（もちあい）処理（当月家賃が調査できなくなった世帯について、直近の調査した家賃を当月のものとして継続する処理）の手法」を新たに導入し、転出による標本数の減少に伴う指数への影響を除去した。

イ 4区分の構成比の変化への対応

基準時以降の賃貸物件の増減や世帯の転出入などの変化により、民営家賃の4区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の構成比が基準時から変動することがあり、この構成比を基準時に固定すると家賃額の変動が実態よりも指数に大きく影響することがある。そのため、このような影響を軽減できるように、モデル品目として、ウェイトを基準時に固定する品目としては「民営家賃」の1品目とし、民営家賃の4区分の構成比については実情に応じて見直しを行うことができるようにした。「持家の帰属家賃」についても、民営家賃と同様にウェイトを基準時に固定する品目としては「持家の帰属家賃」の1品目とした。

[中間年見直し]

(2013年1月分から)

「携帯電話機」及び「携帯電話通信料」について、スマートフォンによる価格を算入

(2014年1月分から)

「パソコン（ノート型）」について、タブレット端末による価格を算入

15 2016年（平成28年）8月の改定（2015年（平成27年）基準）

- (1) 算出期間……2015年1月～2019年12月（2021年12月まで計算）
- (2) 基準時……2015年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格並びに「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目についてはPOS情報による価格、585品目（持家の帰属家賃及び沖縄県のみで調査する品目を含む。）
- (4) ウェイト……家計調査による2015年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、2015年の支出額のほか、2014年及び2015年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成
- (5) 算式……基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、5都市階級、14地方、47都道府県庁所在市並びに川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市の72系列
- (7) 前指数との接続方法……系列ごとに、2010年基準の2015年平均指数値で、2014年12月以前の指数を除いて換算

(8) そ の 他

[公表系列の充実等]

ア 人口構造の変化を踏まえ、「世帯主 65 歳以上の無職世帯」の指数を追加

イ 「ラスパイレス連鎖基準方式による指数」における生鮮食品を含む「総合」等の月次指数を追加。各品目・品目の寄与度を算出・公表

ウ 利用環境向上のため、参考値として小数第 3 位までの指数を開示

エ 半期の指数、「世帯主の職業別」の指数及び「中間年バスケット方式による指数」の廃止

オ 分類項目(別掲項目)に「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」を新設(2017 年 1 月分から。)

[中間年見直し]

(2018 年 1 月分から)

「たばこ(国産品)」及び「たばこ(輸入品)」について、加熱式たばこによる価格を算入。「通信料(携帯電話)」及び「携帯電話機」について、いわゆる「格安スマホ通信料」及び「SIMフリー端末」による価格を算入

[公表の早期化]

(2018 年 1 月分から)

全国結果の公表を、原則として毎月 26 日を含む週の金曜日から毎月 19 日を含む週の金曜日へ 1 週間早期化

16 2021 年(令和 3 年) 8 月の改定(2020 年(令和 2 年) 基準)

- (1) 算出期間……2020 年 1 月～2024 年 12 月(2026 年 12 月まで計算予定)
- (2) 基 準 時……2020 年 1 月～12 月の 1 年間
- (3) 価格及び品目数……小売物価統計調査による小売価格並びに「テレビ」、「パソコン(デスクトップ型)」、「パソコン(ノート型)」などの 7 品目については POS 情報による価格、「航空運賃」、「宿泊料」及び「外国パック旅行費」の 3 品目についてはウェブスクレイピング(ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術)を活用して得た価格、582 品目(持家の帰属家賃を含む。)
- (4) ウェイト……従来、家計調査による基準年の品目別消費支出金額で作成しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2019 年及び 2020 年の 2 年間の品目別消費支出金額を用いて作成。生鮮食品については、2019 年及び 2020 年の支出額のほか、2019 年及び 2020 年の月別購入数量を用いて月別にウェイトを作成
- (5) 算 式……基準時加重相対法算式(ラスパイレス型)。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり
- (6) 作成範囲……全国平均、4 都市階級、10 地方、47 都道府県庁所在市並びに川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市の 67 系列

(7) 前指数との接続方法……系列ごとに、2015年基準の2020年平均指数値で、2019年12月以前の指数を除して換算

(8) そ の 他

[インターネット販売価格の採用拡大]

ネット販売割合の高い「航空運賃」、「宿泊料」及び「外国パック旅行費」については、ウェブスクレイピングを活用して指数を作成

また、POS情報を用いて指数を作成する品目を7品目に拡充し、「テレビ」、「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の4品目についてはヘドニック法、「ビデオレコーダー」、「タブレット端末」及び「プリンタ」の3品目については、固定スペック方式により指数を作成

[公表系列の充実等]

ア 国際間の比較に資するため、COICOP2018 分類（国際連合の定める国際分類基準の「個別消費の目的別分類（2018 年（平成 30 年））」）に準拠して全国の基本分類を組み替えた年平均指数を作成

イ 消費税率の改定による直接的な影響を除いた「消費税調整済指数」（課税扱いとなる品目について、一律に消費税率改定の直接的な影響があるとみなして機械的に調整を行った指数）を参考値として継続的に公表するとともに、建物の経年変化を踏まえた家賃の品質調整に関する分析結果を参考資料として公表

ウ 世帯属性別指数について、「世帯主の年齢階級別指数（10 大費目（年））」に新たに「世帯主 65 歳以上世帯」及び「世帯主 65 歳以上の無職世帯」の階級を追加する一方で、「世帯主 60 歳以上の無職世帯指数（中分類（月別、年））」及び「世帯主 65 歳以上の無職世帯指数（中分類（月別、年））」の公表を廃止

エ 都市階級「人口 5 万以上の市」及び地方「大都市圏（関東大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、北九州・福岡大都市圏）」の廃止

[中間年見直し]

(2023 年 1 月から)

ア 国際比較可能性の向上の観点から、COICOP 分類に準拠した指数の月次結果を新たに公表系列に追加

イ 急速な普及や衰退のあった財・サービスについて、次回の基準改定を待たずに指数品目に反映してきたところだが、今回大きな支出増減が見られた品目は、いずれも新型コロナウイルス感染症による特殊な状況が影響していると考えられ、普及又は衰退の状況が定着し続けるか確認できなかったため、指数品目の新たな追加・廃止は見送り

[基準改定等による指数への影響の分析・公表]

基準改定やウェイト参照年の違いによる指数への影響等を検証の上、以下の分析結果の公表を開始

ア 新旧基準間における総合指数の前年同月比の比較、品目改定やモデル式の改定等による寄与度の違いの分析など

イ ラスパイレス連鎖基準方式（参考指数）の指数及び前年比の作成、固定基準方式指数との比較

ウ 2025 年をウェイト参照年とするパーシェ型指数との比較（パーシェ・チェック）

消費者物価指数の改定に伴う主な改廃品目一覧

基準年等	主 な 追 加 品 目	主 な 廃 止 品 目
1970 年	即席カレー、即席スープ、レモン、メロン、コーラ、テレビ（カラー）、ルームクーラー、石油ストーブ、カーペット、ミシン（ジグザグ）、婦人ウール着物、男子ブリーフ、男子合成皮革ぐつ、航空運賃、乗用車、自動車ガソリン、ボールペン、ゲーム代（ボウリング）、フィルム（カラー）、自動車教習料	かんぴょう、ジャンパー、まき、キャラコ、綿ネル、サージ、学生帽
1975 年	えび、牛乳（紙容器入り）、冷凍調理食品、グレープフルーツ、ガス湯沸器、ステレオ、テープレコーダー、カセットテープ、ラップ、ブルージーンズ、ビタミンB 剤、ガーゼ付絆創膏、トイレットペーパー、テニスラケット、学習塾	鯨肉、合成清酒、ミシン（足踏式）
1980 年	牛肉（輸入品）、ロースハム、オレンジ、ポテトチップ、ウイスキー（輸入品）、電子レンジ、ベッド、ティッシュペーパー、ドリンク剤、小型電卓、ゴルフクラブ、月謝（水泳）	精麦、けずり節、テレビ（白黒）、木炭、婦人こまげた、電報料、フィルム（黒白）
1985 年	弁当、コーヒー豆、下水道料、ルームエアコン（冷暖房兼用）、スポーツシャツ（半袖）、婦人Tシャツ、漢方薬、マッサージ料金、駐車料金、運送料（宅配便）、ビデオテープレコーダー、ペットフード、月謝（音楽）、ゴルフ練習料金	徳用上米、甘納豆、れん炭、婦人雨コート、婦人ウール着尺地、運送料（鉄道）
1990 年	ブロッコリー、キウイフルーツ、ぶどう酒（輸入品）、ハンバーガー、電気カーペット、ヘルスメーター、モップレンタル料、コンタクトレンズ、小型乗用車（輸入品）、ワードプロセッサ、ビデオカメラ、コンパクトディスク、ビデオソフトレンタル料、電気かみそり（輸入品）、腕時計（輸入品）、たばこ（輸入品）	カリフラワー、かりんとう、間代、砂、石炭、マットレス、ほうき、婦人浴衣、万年筆、レコード
1995 年	外国産米、チーズ（輸入品）、もも缶詰（輸入品）、ウーロン茶、ビール（輸入品）、ピザパイ（配達）、ワイングラス（輸入品）、浄水器、芳香剤、ネクタイ（輸入品）、眼鏡フレーム（輸入品）、普通乗用車（輸入品）、ガソリン（プレミアム）、電話機、私立短期大学授業料、テニスラケット（輸入品）、サッカー観覧料	魚肉ソーセージ、コンビーフ缶詰、キャラメル、ベニヤ板、ちり紙、婦人白足袋、ギター
2000 年	アスパラガス、おにぎり、冷凍調理ピラフ、ミネラルウォーター、発泡酒、牛どん、温水洗浄便座、ルームエアコン取付け料、粗大ごみ処理手数料、人間ドック受診料、レンタカー料金、移動電話通信料、パソコン（デスクトップ型）、パソコン（ノート型）、携帯オーディオ機器、サッカーボール、園芸用土、外国バック旅行、月謝（英会話）、ヘアカラー、ハンドバッグ（輸入品）、通所介護料、振込手数料	プレスハム、サイダー、物置ユニット、電気洗濯機（2槽式）、絹着尺地、テープレコーダー、小型電卓、カセットテープ、月謝（珠算）
※2003 年	パソコン用プリンタ、インターネット接続料 デジタルカメラの価格変動を「カメラ」に合成	
2005 年	チューハイ、すし（回転ずし）、システムキッチン、キッチンペーパー、サプリメント、カーナビゲーション、移動電話機、専門学校授業料、テレビ（薄型）、DVDレコーダー、録画用DVD、プリンタ用インク、放送受信料（ケーブル）、フィットネスクラブ使用料、温泉・銭湯入浴料、エステティック料金、傷害保険料	指定標準米、ミシン、電気ごたつ、婦人服地、ビデオテープレコーダー、鉛筆、ビデオテープ、月謝（洋裁）
※2008 年	ビール風アルコール飲料、電気洗濯機（洗濯乾燥機）、家庭用ゲーム機（携帯型） I P 電話通信料の価格変動を「固定電話通信料」に合成	テレビ（ブラウン管）、オーディオ記録媒体
2010 年	ドレッシング、焼き魚、フライドチキン、マット、紙おむつ（大人用）、予防接種料、高速バス代、ETC 車載器、洗車代、電子辞書、ペット美容院代、園芸用肥料、メモリーカード、演劇観覧料、洗顔料	丸干しいわし、やかん、草履、テレビ修理代、アルバム、フィルム
※2013 年	スマートフォンの価格変動を「携帯電話機」及び「携帯電話通信料」に合成	
※2014 年	タブレット端末の価格変動を「パソコン（ノート型）」に合成	
2015 年	しらぬひ、つゆ、ロールケーキ、調理ピザパイ、豆乳、やきとり（外食）、カーポート、外壁塗装費、空気清浄機、浄化槽清掃代、マスク、補聴器、ロードサービス料、競技用靴、ペットトイレ用品、警備料	あずき、お子様ランチ、板ガラス取替費、電気アイロン、浄水器、し尿処理手数料、ETC 車載器
※2018 年	加熱式たばこの価格変動を「たばこ（国産品）」及び「たばこ（輸入品）」に合成、格安スマホ通信料の価格変動を「通信料（携帯電話）」に合成、SIMフリー端末の価格変動を「携帯電話機」に合成	
2020 年	シリアル、味付け肉、カット野菜、アボカド、ナッツ、無菌包装米飯、ノンアルコールビール、宅配水、屋根修理費、収納ケース、漂白剤、軽度失禁用品、ドライブレコーダー、タブレット端末、写真撮影代、葬儀料、学童保育料	グレープフルーツ、固定電話機、幼稚園保育料、ビデオカメラ、辞書
2025 年	塩さば、パイナップル、香辛料、グミ、たこ焼き、ミートボール、ゼリー飲料、プロテインパウダー、ヘルメット、カーリース、通信教育、ヘッドホン・イヤホン、資格試験、ペット保険料、ヘアドライヤー、制汗剤	煮干し、はくさい漬、ネクタイ、サッカー観覧料、ビデオソフトレンタル料

※は中間年見直し